

成年後見制度が変わります

～本人の意思を尊重し、必要な時に必要な支援を受けられる制度へ～

文＝ 中寺 優介（社会福祉士）

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、財産管理や契約などを1人で行うことが難しくなった方を法律面・生活面から支える制度が「成年後見制度」です。

高齢化に伴い制度の利用者は増えており、「一度利用すると亡くなるまで続く」「本人の希望が十分に反映されにくい」などの課題も指摘されていました。

こうした課題を踏まえて、国では制度の見直しが進められています。

📖 改正のポイント

① 必要な時に利用し、必要がなくなれば終了できる制度へ

これまでの制度は、一度利用すると原則として亡くなるまで続く制度でした。改正後は、本人の状況に応じて必要な期間だけ利用できる制度になるように検討されています。

② 後見・保佐・補助の三類型の見直し

現在の制度には、本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つのタイプがありますが、本人の状態に合わせた細かな支援が難しい場合があり、「必要以上に権限が広がってしまうことがある」などの課題が指摘されていました。

今回の見直しでは、3つのタイプを前提とした仕組みを改め、本人の必要な範囲の権限を付与できる仕組みが検討されています。

📖 改正はいつ？

現在国で見直しの検討が進められており、新しい制度の開始時期や内容については、予定されている関係する法律の改正に合わせて順次示される予定です。

📖 こんな時に役立ちます！

- ・ 預貯金の管理や支払いが難しくなった
- ・ 悪徳商法や詐欺の被害が心配
- ・ 相続や不動産の手続きが必要になった など

少しでも気になる方は、お気軽にご相談ください。

➡お問合せ 地域包括支援センター（すこやか健康センター内） ☎ 62-6021

後期高齢者医療制度～障害認定申請について～

65歳から74歳までの方で一定の障がいをお持ちの方は、障害認定を受けることで後期高齢者医療制度に加入することができます。加入すると前年の所得に応じて病院などに支払う医療費が、1割・2割・3割負担のいずれかになります。加入には申請が必要です。そのほか保険料など、詳しくはお問合せください。

◆一定の障がいとは◆

- (1) 国民年金などの障害年金 1 級・2 級を受給している方
- (2) 身体障害者手帳 1 ～ 4 級のいずれかをお持ちの方
 - ※ 4 級をお持ちの方は、次のいずれかの障がいのみ
 - 音声障害 ○ 言語障害
 - 下肢障害 4 級 1 号（両下肢のすべての指を欠くもの）
 - 下肢障害 4 級 3 号（一下肢の2分の1以上欠くもの）
 - 下肢障害 4 級 4 号（一下肢の機能の著しい障がい）
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級をお持ちの方
- (4) 療育手帳 A を持ちの方

※ 申請の際は上記の障がいを証明するもの（手帳など）をお持ちください

◆現在加入の健康保険について◆

本制度の被保険者（加入者）になるには、それまで加入していた健康保険（国民健康保険、健康保険組合、共済組合等）の脱退手続きが必要になります。

手続き方法は、各保険者にお問合わせください。
脱退された方に扶養されていた方は、新たに国民健康保険など他の健康保険への加入手続きが必要です。

➡申請先・お問合せ

福祉課国保医療年金係 ☎ 68-7004（課直通）